

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

## ○外国人技能実習 最大 280 時間超の研修など 要件(2017/7/11 シルバー産業新聞)

今年11月より介護分野での外国人技能実習生の受け入れが始まる。実施に先立ち、厚労省はこのほど受け入れ条件案を公表した。大枠は「外国人介護人材の受け入れの在り方に関する検討会」が一昨年にもまとめたが、今回はより詳細なルールが明らかになった。現在パブリックコメントを募っており、8月以降に告示される見通しだ。

介護分野の技能実習生は入国時に日本語能力試験N4相当、2年目の実習に進むにはN3相当の日本語能力が要件として求められる。さらに実習生には最大280時間超の入国後講習が課される。内容は日本語講習(240時間)と介護導入講習(42時間)。入国前の講習を受けた場合は、その内容に応じて省略できる。また日本語能力試験N3相当であれば、日本語講習を240時間から80時間に短縮できる。また実習生は職歴要件を満たす必要があり、介護では▽外国における高齢者や障がい者の施設、居宅などで日常生活上の世話などの業務に従事した経験者▽外国における看護課程修了者、または有資格者▽政府による介護士認定を受けている——の3つが例示された。

### ■実習生の受け入れ上限も提示

受け入れ先の実習機関は実習生5人につき、「技能実習指導員」1人以上の配置を求める。技能実習指導員のうち、最低1人は介護福祉士か看護師とした。実習の体制確保が難しいとの理由から、訪問系サービスは実習機関の対象から外れている。小規模多機能などでも受け入れ可能だが、訪問サービスには従事できない。有料老人ホームやサ高住などは特定施設の指定を受けていれば受け入れ可能。病院、診療所にも受け入れが認められている。

実習生の受け入れ上限も示された。常勤介護職員の数に応じて設定され、「優良機関」はより多くの実習生を受け入れられる。仮に常勤介護職員1人の事業所であっても実習生1人を受け入れが可能だ。実習機関の

指導・支援を行う監理団体には、5年以上の業務経験を持つ介護福祉士などが、技能実習計画作成の指導を担当することなどが許可基準として設定されている。

## ○介護技能実習生の受け入れ要件にパブリック コメント募集(2017/7/6 とれまがニュース)

介護技能実習生を受け入れる際の固有の要件について、6月21日に厚生労働省社会・援護局からパブリックコメントが公表され、意見募集が行われている。

日本人の労働力が不足する介護分野への技能実習生については、安価な外国人労働力の導入の隠れ蓑ではないか、介護職の労働条件を改善がおろそかになるのではないかと、といった批判の声もある。

それに応えるかたちで、介護技能実習生の要件にしぼりがかけられた。

介護技能実習生になるための要件として「外国における高齢者や障害者の施設や居宅等において、当該者の日常生活上の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験を有する者」「外国における看護課程を修了した者又は看護師資格を有する者」「政府による介護士認定等を受けた者」のいずれかに該当することが必要である。

第1号技能実習を受けるためには、日本語能力試験のN4とそれと同等の資格を求められ、さらに、入国後講習における日本語学習が240時間予定されている。日本語能力試験のN3とそれと同等の資格をすでに持つ者は第2号技能実習を受けることも可能であり、その場合、入国後講習における日本語学習が80時間予定されている。

## ○外国語駆使し救命を 介護福祉士の卵がAED 体験 (2017/7/6 神奈川新聞)

外国人介護福祉士の研修生が心肺蘇生法などを学ぶ体験会が5日、横浜市民防災センター(同市神奈川区)で開かれ、フィリピン国籍の研修生約100人が参加した。海外産業人材育成協会による研修の一環。地震シミュレーターを使って震度3~7の揺れを体験。人

エマッサージやAED（自動体外式除細動器）を用いた心肺蘇生法の研修では、金沢消防署の署員から「リズムよく押して」「焦らず落ち着いて」などとアドバイスを受け、真剣な表情で取り組んだ。参加したオラシオン・ダイゼル・マリエさん（26）は「AEDはフィリピンで見たことがない。事前に知ることができて良かった。学んだことを今後生かしていきたい」と語った。研修生は12月まで研修を受けた後、国内の病院や介護施設で3年間就労。実務を学び、介護福祉士の国家資格試験を受験する。同署の小出健署長は「ラグビーワールドカップや東京五輪・パラリンピックなどで、多くの観光客が来日する。緊急時には英語を駆使して今回の体験を役立ててほしい」と話した。

### ○ベトナムで介護人材育成へ むつの社福法人 (2017/7/23 朝日新聞)

むつ市で特別養護老人ホームやグループホームを運営する社会福祉法人「青森社会福祉振興団」は今秋、ベトナムのフエ医療短期大に日本の介護施設で活躍できる人材を育てる養成コースを新たに設置する。11月には外国人技能実習生が働く場に介護現場が加わることから、質の高い人材を育て国内での定着を目指す。

養成コースは国内で不足する介護人材の確保をめざすもので、定員50人。日本語やきめ細かな日本式介護、福祉の理念などを3年かけて学んでもらう。講義や実習は日本からの派遣職員らが担当する。

同振興団は2015年、フエ医科薬科大に現地の看護師資格取得者を対象に社会人コース（1年制、定員25人）を開講している。今回はこの取り組みを拡充するもので、授業時間は計約1200時間と社会人コースより2割以上増えるという。

フエ医療短大との間で、今年6月にコース新設に合意し、10月の開講をめざす。介護現場で働く実習生が就労を続けるには、入国2年目から一定レベルの日本語試験に合格することが求められる。同振興団の中山辰巳専務理事は「かゆいところに手が届く日本式介護と日本語を来日前にじっくり学び、安心して日本で働ける環境を整えたい」と話している。

### ○介護の人材確保へ新事業 伊丹市、求人仲介 など(2017/7/25 神戸新聞)

全国的に不足している高齢者介護の人材を確保す

るため、兵庫県伊丹市は24日、3本柱の新事業を発表した。介護職の求職者と事業者をマッチングする「介護コンシェルジュ」の配置や、介護職員研修の受講料助成などで、介護現場の声をくみ上げて事業化したという。

厚生労働省の推計では、「団塊の世代」が後期高齢者となる2025年、介護職は全国で約37万7千人、兵庫県でも約2万3千人が不足するという。伊丹市内の不足人数は不明だが、市内で介護保険事業所が増加する一方、離職率が高く、従業員の高齢化が問題。昨年、人手不足を理由に閉鎖した事業所もあった。

人材確保策を議論するため、市は昨年9月から事業所の経営者や従業員らを委員とする検討委員会を開催。計6回の議論を踏まえ、計577万円を補正予算に計上して事業に取り組み始めた。

柱となる事業の一つは、市社会福祉事業団に配置する「介護コンシェルジュ」。8月からハローワークと連携して求職者と求人側のマッチングを進めるほか、就職後も相談に乗り、離職を防ぐ。

また、小学生らを対象にしたイベント「キッズケアいたみ」を開催し、介護職の楽しさを伝え、保護者にも介護に対する正しい理解を促し、将来の人材確保につなげる。

資格取得を支援するため、市内の事業所で働く人や採用予定者向けの研修の受講料を助成することも始める。

新事業を議論した検討委の介護福祉士福田真紀子さん（35）は「私は妊娠8カ月だが、職場は女性が多く、理解がある。介護の職場は女性にとって働きやすいということを知ってほしい」と話した。

市によると、人材確保のため、介護現場の人たちが主体的に取り組み、複数の事業を展開する事例は全国的にも珍しいという。

一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会  
〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1  
VORT 半蔵門ビル 6階  
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717  
E-mail : [zen-kangokaigo@jiaec.jp](mailto:zen-kangokaigo@jiaec.jp)  
担当 : 白井、小中  
©一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会  
無断複製・転載を禁ず